

茨城県農林水産部農地局ウィークリースタンス実施要領

(目的)

第1条 設計業務等を円滑かつ効率的に進めるとともに、改正後の公共工事の品質確保の促進に関する法律の基本理念である「中長期的な担い手の育成・確保」を受発注者の共通目標として実施すべく、受発注者で取組む一週間のスタンス（ルール）を定め、計画的に業務を履行することにより、業務の品質確保と一層の業務環境の改善に努めることを目的とする。

(対象業務)

第2条 茨城県農林水産部農地局が発注する全ての「委託業務等※」を対象とする。ただし、災害に関する業務、緊急を要する業務を除くものとする。

※「委託業務等」とは、土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、土地家屋調査業務、不動産鑑定業務、計量証明業務をいう。

(取組内容)

第3条 計画的な業務遂行を受発注者間の共通目標としたうえで、不要不急の土日・深夜勤務等を抑制するなど、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進するため、次の各号に掲げることについて努めるものとする。なお、初回打合せにおいて受発注間で取組内容を定め、業務計画書へ記載するものとする。

【共通事項】

- (1) 打合せの開始時刻は、原則として時間外勤務（労働）とならないよう設定する。
- (2) 依頼の期限日は、十分な時間的余裕を設ける。
- (3) 受注者においても、週末やノー残業デーは時間外労働をしないよう配慮する。

【個別事項】

- (1) 月曜日などの休日明けの日は、業務依頼の期限日としない。
- (2) 受発注者とも、ノー残業デーは午後5時以降に連絡をしない。
- (3) 受発注者とも、ノー残業デーは午後3時以降に時間外勤務（労働）が見込まれる依頼をしない。

【注意事項】

- (1) 適正な履行期間とすること。
- (2) 急な資料要求など、無理な依頼をしないこと。
- (3) 災害時等の対応に係る業務については、この実施要領を適用しないものとする。

(設計書への明示)

第4条 仕様書等にウィークリースタンス対象業務であることを明記する。

附則

本要領は、令和6年4月1日から施行する。